

「盛岡市民演劇賞」実施要綱

1 趣旨

盛岡市民演劇賞（以下「賞」と称する）は、地域の劇団等による自主的な活動を奨励し、より高い創作活動の振興を図るとともに、表現活動への市民（観客）参加を進めることを目的に、優れた表現活動を見せた団体及び個人を奨励する。

審査に当たっては芸術文化の専門家だけでなく、舞台創造のもう一方の主役である観客の意見を反映させる。

2 対象となる公演の要件

賞の対象は次の要件をすべて満たし、かつ賞の趣旨に賛同する演劇公演とする。

(1) 公演期間：7月1日から翌年6月30日までに行われる公演

(2) 公演場所：盛岡市内で行われる公演

(3) 公演主体：盛岡市内に活動拠点を置く地域劇団等により行われる公演

ただし、高校生以下の学校演劇公演、大学祭での公演、観客等が限定され一般市民を観客対象としない公演、他のイベント等の中でアトラクションの一つとして行われる公演は除く。

3 賞の種類と内容

賞は次の3種類とする。

(1) 大賞は、優秀な舞台成果を上げ、市民の大きな支持を得た公演の上演団体等を表彰する。

(2) 部門賞は、公演活動において優秀な成果を上げた団体等を表彰する。創作戯曲、演出、演技、舞台美術、照明、音響、衣裳、制作、及び新人の各部門を対象とする。また、前記にかかわらず、一般投票で観客賞を決定することができる。

(3) 特別賞は、上記各賞以外で特に表彰する必要があると認められるものを対象とする。

受賞者には賞状と副賞を授与する。

4 審査員

(1) 審査員の構成

演劇創作活動に参加しない有識者10名以内を委嘱する。

(2) 審査員の条件

劇団等の表現集団に属していない者とする。ただし、単発的に対象となる公演に参加した場合、その公演及び団体に対する発言権、審査権を失う。

(3) 審査委員長及び副委員長の選出及びその職務

審査委員長及び副委員長は、それぞれ1名ずつ審査員の中から互選する。

審査委員長は審査会を総括し、授賞式において委員長講評を行う。副委員長は、審査委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(4) 審査員の公表

審査員の氏名は公表する。

(5) 審査員証

対象となる公演を円滑に観劇できるようにするため、審査員に「審査員証」を発行する。

5 審査方法

賞の選定は、一般の観客による投票内容を参考にして、審査員が行う。

(1) 大賞

審査員は対象作品のうちから最も優れた作品を選定する。ただし、審査会で対象作品（団体）に他人の作品の無断上演、無断引用その他の創造上のモラルの欠如があると認められる場合は、受賞対象外とする。

(2) 部門賞

審査員は優れていると思われる団体等の創作戯曲や、演出、演技、舞台美術、照明、音響、衣裳、制作、新人等の活動について対象者のうちから受賞者を決定する。ただし、ふさわしい作品がない分野については、割愛することができる。また、前記にかかわらず、一般投票で観客賞を決定することができる。なお投票の要領については、別途定めるものとする。

(3) 特別賞

長年にわたり演劇に対して功労のあった団体等に対して、審査員の協議により決定する。

(4) 受賞の条件

受賞者は複数の賞を同時に受けることができる。また、過去の受賞者も受賞対象者とし、連続受賞を妨げない。ただし、大賞については、公演団体の連続受賞は可能とするが、同一作品は一度限りの受賞とする。

なお、個人が各賞を受賞する場合は、対象作品公演時に盛岡に居住していた者、又は盛岡市内の劇団に所属し活動している者に限る。

6 審査の発表及び授賞式

(1) 審査会

審査会は7月に開催し、受賞者を決定する。また、半期程度経過後に、中間情報交換会を設ける。

(2) 審査の発表

審査会終了後、審査会での協議結果及び審査結果について速やかに発表する。

(3) 授賞式

授賞式は、賞の決定後速やかに行う。

7 主催者等

(1) 主催

（公財）盛岡市文化振興事業団

(2) 共催

盛岡市

盛岡市教育委員会

(3) 後援

盛岡演劇協会

付 則

この要綱は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 15 年 6 月 18 日から施行する。
この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

観客賞投票要領

(盛岡市民演劇賞実施要綱第5の(2)に係る)

施行 平成29年7月1日

施行(一部改正) 令和3年4月1日

施行(一部改正) 令和5年4月1日

一般投票について下記のとおり定める

1. 投票者は7月1日～翌6月30日に行われる対象作品を5作品以上観劇した者とする。
2. 演劇関係者の投票も可とする。ただし、投票者が関わった作品についての投票はできない。
3. 投票は1人1回のみとし、投票者は観劇した作品から観客賞にふさわしい1作品を選び、所定の期間内に所定の投票フォームにより、Web または書面にて投票する。投票は記名投票とし、推薦理由及び投票者の連絡先も明記する。
4. 観客賞は最低投票数20票以上をもって、成立するものとする。ただし、投票にあたり不正行為があったと思われる票は無効となり、観客賞も該当なしとする。
5. 一般投票で最多投票を得た作品を観客賞とすることができる。なお、有効投票数の2割以上の獲得を条件とする。また、審査会において推薦理由のみを審査員に公表し、大賞、他部門賞の審査の参考とする。
6. 投票者の中から抽選で1名に事業団主催演劇公演の招待券を進呈する。
7. 上記に定めのない事柄については、審査員と事務局で協議の上決定する。